

令和6年10月1日より

# 敷地内全面禁煙



健康増進法 25 条に基づき、受動喫煙防止対策として、公共施設の敷地内全面禁煙を実施いたします。

現在敷地内に設置した喫煙所・灰皿は **9 月下旬** に撤去いたします。

お煙草を吸われる方には、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。